

全ト協発第283号(環)
平成29年9月7日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己

第57回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会（全ト協）では、年末年始に向けた事故防止対策として、別添のとおり、第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画を策定いたしました。

今回の実施計画では、事業用トラックによる事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の3割強が交差点で発生している現状を踏まえ、事故防止に関する重点項目のトップを「追突事故及び交差点における事故防止の徹底」としました。

また、今般、事業用トラックの運転者が乗務中に携帯電話・スマートフォン等を使用し、事故が発生していることを踏まえ、「携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底」を重点項目に加えました。

つきましては、貴協会におかれましても本運動の趣意を十分にご理解の上、全ト協策定の実施計画を基に、地域の実情に応じた計画を策定する等、本運動の推進に積極的にご協力くださいますようお願い申し上げます。

別添：第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

<本件に関する問い合わせ先>

交通・環境部 吉田、橋本（TEL：03-3354-1045）

平成29年9月7日
公益社団法人全日本トラック協会

第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

平成29年11月16日（木）から平成30年1月10日（水）まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

(1) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』*を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページURL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi_2016.html

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<http://www.jta.or.jp/kotsuanze/anzen/kousaten-jikobousi.html>

(2) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

(3) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

(4) 飲酒運転及び危険ドラッグの根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転及び危険ドラッグの使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、それらによる運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転及び危険ドラッグの根絶を徹底させる。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 正しい積付け・固縛方法の徹底